

「大阪府における公害紛争処理制度 市町村研修会の報告」

大阪府公害審査会会長 福原哲晃

大阪府公害審査会委員 針原祥次

大阪府公害審査会会長の福原でございます。

昨年9月に実施したこの研修会の肝というのは、実際に公害調停を担当した調停委員が、自ら関わった事件について、公害苦情を担当されている自治体職員の皆さんに、初めて直にご紹介するということでした。当日は、今回御報告する家庭用コジェネ事案1件を含めた3件（成立事案2件と不成立事案1件）について、3名の調停委員に御報告いただきました。

なぜこういう研修方法を考えたのかといいますと、昨年のこの連絡協議会（私も参加いたしました）で、公害紛争処理制度における調停について、どうすれば利用がもっと促進できるのかという議論がなされたのですが、議論を通して、公害苦情を現場で受けとめ対応しておられる自治体職員の皆さんと、公害審査会と、この両者の連携関係をどのように深めていくかということに行き当りました。帰阪して、早速考えたのがこの研修会でした。現場の自治体職員の皆さんは、実際に当事者の方から苦情の内容などを直接お聞きになっておられるわけですが、なかなか解決できない事案の場合、どのように解決の道筋に導いたらよいかということに、迷われることもあると思います。そこで、自治体職員の方々に、この公害紛争処理制度の仕組みをしっかりと認識していただくと同時に、調停の場で、どういう形で紛争解決に向けて努力をしているのか、その生の実態を知っていただく必要があるのではないか、という思いでやらせていただいたのであります。

当日は、府内の各市町村から職員の皆様に多数御出席いただきましたが、その過半数が、担当者になって大体3年未満の方でした。職員の皆様が年々交代することもあると、この公害紛争処理制度について理解しておられない方も多く、というのが現状ではなかろうかと思えます。そういう意味で、担当になられてそれほど時間が経っていない方々に多数御参加いただけたのは非常に良かったと思っています。

資料4-p6にお示しておりますが、この研修の参加者の約96%の方が「大変参考になった」、「参考になった」という感想を持っておられます。また、具体的な事例紹介と、実際の紛争解決の経緯を聞くことができたこと、それがとても良かったということでした。これからは是非こういった形での研修をやってほしいという希望も多く、私共が狙った目的はかなり達成できたと思っています。参加者の方々から、こういった希望が多く寄せられましたので、同様の研修を、引き続き実施するよう検討して、さらにこの制度に対する理解がどんどん深まっていくようにしたいと思いますし、また、公害苦情の現場から審査会への架け橋の役割を参加された自治体職員の皆さんにやっていただけるように、これからも続けていきたいと思っています。

○針原委員

大阪府公害審査会委員の針原です。よろしく申し上げます。

この研修会の内容や、アンケートの集計結果等は、資料にお示ししたとおりですので、後

ほどご覧いただくこととしまして、この研修を主催した側の一人として、開催の経緯や、まとめ、私の所感などを述べたいと思います。

昨年の上連絡協議会に福原会長も参加されて、大阪に帰ってきたところで、この研修会の話があったときに、公害苦情相談にあたっておられる自治体職員の方々に対して、審査会として何ができるのかな、ということを考えてわけです。

公害苦情相談に直接携わっている自治体職員の方々には、本当に大変だと思うんですね。例えば、工場の騒音が基準値を超えているような場合であれば、当然基準を超えているから、そんなことはしてはいけませんよという指導ができるわけなんですけど、法で定めた基準、条例の基準、色々な地方自治体の要綱の基準といった、各種の基準を守っている場合とか、あるいは低周波音のように、現在まだはっきりした基準がない問題について苦情が来た場合、その対応には非常に悩むだろうなと思います。そういう場合に、果たして双方の間に立って調整するようなことを自治体の担当者がしていいんだろうかということも考えなければならぬ。要するに、民と民の争いに役所の人々が口を挟んでいいのかということで、これは正直な疑問だと思います。

こういった、行政指導の限界という問題について、この研修会で私からは、規制型の行政指導というのは一定限界があるけれども、調整型の行政指導というのはもうちょっと進んで踏み込んでいいんじゃないか、一定程度、調整型の行政指導はしてください、という話をしました。

ただ、調整型の行政指導とは言っても、紛争性が高いところに役所の職員が入っていくと職務の範囲を超えてしまう恐れがあるので、紛争性が一定程度高いものであれば公害審査会に申し立てる、というような「住み分け」を考えてはどうか、というのが、この市町村の研修会の一つの結論でした。

つまり、公害苦情を担当されている自治体でできる調整型の行政指導はしっかりしていただく一方で、紛争性が高い、被害が重大にもかかわらずなかなか調整できない、というような事案は公害審査会に申し出ていただくというような、振り分け、住み分けを考えていただければ、ということなんです。

また、自治体職員の皆様は、多くが3年ぐらいで異動されますので、新しく担当となった方は、具体的な紛争にどう対応していいか分からない、ということがあると思います。そういう方のためにもこの研修会は意義があるのかな、と思います。

驚いたのは、この研修会に、大阪府内の市町村の約86%が出席されたことです。当初は、半分も集まらないのではないかと予想していたんですが、非常に関心が高かったということにびっくりしました。また、私たちの具体的な事案の説明の後の質問も結構たくさんありました。

大阪府全体で、公害苦情相談件数は、毎年4,000件ぐらいあります(資料4-p2)。その中で、私自身、それ程ハードルが高くないと思っている公害審査会の調停の申請件数が、年間4件しかなかったということにして、それはやはり、自治体の担当者の方々が、この制度を知らないとか、調停というのはしっかりやってもらえないんじゃないか、と考えておられることも多いような気がしております。

そういうことで、始める前は、2年に1度の開催で良いんじゃないかと話していたんです

が、今年もまた開催することを検討しているところです。

どうもご清聴ありがとうございました。以上で終わらせていただきます。

○公害等調整委員会事務局（城戸総務課長）

福原会長、針原委員、ありがとうございました。ただいまの内容につきまして、質問などございますか。

今回お話のあった大阪府の市町村向けの研修会では、非常に参加率も高く、参加された市町村職員の方々から好意的な意見が多く寄せられているということでもございました。現在、多くの都道府県では、公害苦情担当者を対象として、こういった研修会、講習会等を実施していらっしゃると思います。実施されていない都道府県におかれましても、本日の報告などを参考にさせていただいて、今後、実施を御検討いただければ幸いと思っております。